

- | | | | |
|----|------------------------------------|----|--|
| 三三 | 土地家屋調査士法の一部改正に関する請願(江花登君紹介)(第五〇一號) | 四八 | 芦別町に簡易裁判所及び区検察庁設置の請願(篠田弘作君紹介)(第九九三號) |
| 三四 | 福島地方方法務局松川出張所存置の請願(大内一郎君紹介)(第五三九號) | 四九 | 新潟地方方法務局松代出張所存置の請願(塚田十一郎君紹介)(第一〇三六號) |
| 三五 | 高知地方方法務局三瀬出張所存置の請願(長野長廣君紹介)(第五九一號) | 五〇 | 長崎地方方法務局豆岐出張所存置の請願(岡西明貞君紹介)(第一〇三七號) |
| 三六 | 佐川町に簡易裁判所等設置の請願(長野長廣君紹介)(第五九二號) | 五一 | 長崎地方方法務局島原支部口之津出張所存置の請願(岡西明貞君紹介)(第一〇三八號) |
| 三七 | 名古屋法務局葉山出張所存置の請願(江崎眞澄君紹介)(第六二三號) | 五二 | 鷺沼登記所存置の請願(岡西明貞君紹介)(第一〇五五號) |
| 三八 | 津地方方法務局鶴方出張所存置の請願(中村清君紹介)(第六九二號) | 五三 | 長崎地方方法務局田結出張所存置の請願(岡西明貞君紹介)(第一〇六六號) |
| 四〇 | 仙合法務局津谷出張所存置の請願(大石武一君紹介)(第七三二號) | 五四 | 長崎地方方法務局仁位出張所存置の請願(岡西明貞君紹介)(第一〇七七號) |
| 四一 | 大阪拘置所移築反対の請願(押谷富三君外一名紹介)(第七七三號) | 五五 | 安芸郡下の登記所存置の請願(大西正男君紹介)(第一一八一號) |
| 四二 | 同(石井繁九君外三名紹介)(第七七四號) | 五六 | 弘見、宿毛両登記所存置の請願(大西正男君紹介)(第一一八二號) |
| 四三 | 同(大西正男君外四名紹介)(第七七五號) | 五七 | 幡多郡下の登記所存置の請願(大西正男君紹介)(第一一八三號) |
| 四四 | 浦和地方方法務局野上出張所存置の請願(川島金次君紹介)(第八三〇號) | 五八 | 久礼登記所存置の請願(大西正男君紹介)(第一一八四號) |
| 四五 | 宮崎地方方法務局神門出張所存置の請願(淵通義君紹介)(第八七九號) | 五九 | 高知地方方法務局大橋出張所存置の請願(大西正男君紹介)(第一一八五號) |
| 四六 | 戦争犯罪者の減刑等に関する請願(高橋雅六君紹介)(第八八〇號) | 六〇 | 高知地方方法務局久礼出張所存置の請願(大西正男君紹介)(第一一八六號) |
| 四七 | 名古屋法務局藤岡出張所存置の請願(三宅則義君紹介)(第九三六號) | 六一 | 高知地方方法務局池川出張所存置の請願(大西正男君紹介)(第一一八七號) |

置の請願(大西正男君紹介)(第一一八七號)

六二 簡易交通裁判所設置等に関する請願(岡西明貞君紹介)(第一一八八號)

六三 戦争犯罪者の釈放に関する請願(木下榮君紹介)(第一二四七號)

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

まず裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑に入ります。

質疑の通告がありますから、これを許します。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 それでは私から、この両法案につきまして、政府に二、三點お尋ねをいたしておきます。

一般公務員に対しては、ベリス・アツプがこの国会において審議せられております今日、裁判官、検察官に對しまして、わが委員会におきまして同様な法案が提出され、審議されるといふことは、まことに時宜に適した措置だと考えております。私たちこれを歓迎するものであります。特に世の中がこういふようにとかく治安問題等に対しては、厳しく議論をかわされる今日におきましては、私たち国民といたしまして、人権擁護の立場並びに治安上の立場から、一般公務員よりも日本の司法権の最高をつかさどる裁判官に対する優遇、またこれと表裏一体をなしますところの檢察事務に携わります檢察官の優遇問題等は、格段の関心と格段の好意とをもちまして、これ

に對処する必要があるものと考えております。できればもう少し大きく優遇してもいいのじやないかというように、國家財政の立場から、これもこの程度になるもやむを得ないと考えて、ここでやむを得ずあきらめる気持ちにもなるのであります。そこで私はこの今回の改正案につきまして、表の中で一、二點承り、なお今後の方針についても承りたいと思ひます。

まず裁判所の点でございますが、最高裁判所の長官、それから最高裁判所の判事、高等裁判所の長官、これらの方々は人数が限定されておりますので、私たちにまだだにわかるのであります。私たちが、その他の判事につきまして、われわれはどれだけの人数があるかといふことにつきまして、一定の認識を欠いております。そこで二、三點特殊な点について、お尋ねいたしますが、判事の一号といふところ、これは今回の改正によりまして、結局五万円といふことになつておりますが、これも率から申しますと、三割五分一厘という高率に属するのであります。この判事の一号は現在どういふ人たちに支給しているのか、この人数が幾らぐらいおありになるのか、それをひとつお答え願ひたい。

○押谷委員長代理 この際お諮りいたします。国会法第七十二條により、最高裁判所事務総長、及び人事局長より出席説明の要求がありますので、これを認めたいと存じますが、御異議はございませんか。

○田嶋(好)委員 御異議がなければ、さうとりはからいます。五萬上最高

裁判所説明員。

○五萬上最高裁判所説明員 数字のこまかいことは人事局長から御説明申し上げたいと思ひます。ただ先ほど来田嶋委員の御質問のうちにありました、どういふような人を一号にするかという御質問でございますが、これは大体裁判所の所長級をもつて一号にあてまして、その他に高等裁判所の判事の、所長と同じくいろいろのところが一号であります。こまかい数字については人事局長からお答えいたします。

○鈴木最高裁判所説明員 ただいまの数字でございますが、大體判事の一号が百名ちよつと越えまして、百十名ぐらゐかと思ひます。それでこの一号になる判事と申しますと、ただいま事務総長からも触れました通りに、地方裁判所の所長、それから家庭裁判所の所長、これは例外なく一号になつております。二號の所長といふのは一人もありません。二號の判事も所長になるときは、例外なく一号にしてあります。所長以外の判事としては、たいてい三十前後、少くとも二十五年以上、初めから判事をやつておるような人と、それから同じ年数ぐらゐ経験のある弁護士からなつた人と、そういう年齢の人たちが一号になつております。

○田嶋(好)委員 次にこの判事補に特号といふのがありますが、三萬九百円と二萬八千二百円、この部類であります。これはどういふような方々に支給しておるのか、これも伺ひたいと思ひます。

○鈴木最高裁判所説明員 判事補の特号が今度二つ設けられたのであります。これは判事補十年を終えまして、

たので伺いたい。われ／＼国会議員及び弁護士をいたしておる者といまして、実はおはずかしい次第であります。が、どうも弁護士から判事になつた人が、とかく世間から見て欠点がある

ように言われる。全部言われているわけじゃないのでございますが、言われている人がある。現実には私の知っている人なんかでも、たとえば弁護士時代に高利貸をして、そうしてあまり弁護士として芳ばしくなかつたような人が判事になつて、しかもこれは相当な市の責任判事になつておるが、その人の裁判があまり歓迎されてない。とかくどうも色めがねをもつて見られていゝるというふうに思われる。その人を私は現実に知つてゐるわけですが、こう言ひまして、実は言ひにくいことですが、あまり芳ばしくないことだと思ふのです。そうしたことから、弁護士がらなつた判事に対する信用を世間の人が持たないという原因もかもされるものだ、実は心配してゐるわけですが、実は弁護士からも優秀な判事をとることが出来る方法はあるだろうと思つておられます。また持つて行きようにつては、どん／＼優秀な人もなつてゐると思ひますが、現在弁護士から判事を採用する場合には、どういふような形でこれをおやりになつておられますか。これは都合によつて速記をやめてもらつてよろしうございしますが、できるだけこの内容について御説明が願ひますればけっこうだと思ひます。

あるわけですが。最高ではその推薦に基きまして、原則として各方面にわたつて調査をいたします。あるいはその本人の友人関係であるとか、知己の關係だとか、所属の弁護士会であるとか、あるいはその地の地方裁判所であるとかいふような各方面に調査をお願いをして、その調査の結果面談をいたしまして、そして最後に長官會議にかけて採用したことになるのであります。それ以外には弁護士会を通さないで御本人が直接最高の方なりあるいは裁判所の方なりに申出をして、そして調査というよりな形になつて採用になる場合もあるわけでありまして。

あるわけですが。最高ではその推薦に基きまして、原則として各方面にわたつて調査をいたします。あるいはその本人の友人関係であるとか、知己の關係だとか、所属の弁護士会であるとか、あるいはその地の地方裁判所であるとかいふような各方面に調査をお願いをして、その調査の結果面談をいたしまして、そして最後に長官會議にかけて採用したことになるのであります。それ以外には弁護士会を通さないで御本人が直接最高の方なりあるいは裁判所の方なりに申出をして、そして調査というよりな形になつて採用になる場合もあるわけでありまして。

あるわけですが。最高ではその推薦に基きまして、原則として各方面にわたつて調査をいたします。あるいはその本人の友人関係であるとか、知己の關係だとか、所属の弁護士会であるとか、あるいはその地の地方裁判所であるとかいふような各方面に調査をお願いをして、その調査の結果面談をいたしまして、そして最後に長官會議にかけて採用したことになるのであります。それ以外には弁護士会を通さないで御本人が直接最高の方なりあるいは裁判所の方なりに申出をして、そして調査というよりな形になつて採用になる場合もあるわけでありまして。

あるわけですが。最高ではその推薦に基きまして、原則として各方面にわたつて調査をいたします。あるいはその本人の友人関係であるとか、知己の關係だとか、所属の弁護士会であるとか、あるいはその地の地方裁判所であるとかいふような各方面に調査をお願いをして、その調査の結果面談をいたしまして、そして最後に長官會議にかけて採用したことになるのであります。それ以外には弁護士会を通さないで御本人が直接最高の方なりあるいは裁判所の方なりに申出をして、そして調査というよりな形になつて採用になる場合もあるわけでありまして。

検事として採用されるような場合には下の検事の号俸で採用いたしますし、かなり上の方の俸給を受けておつた者はずつと上の三号、四号等を使うようにいたしてあります。

○田嶋(好)委員 実はこの副検事の行き方についてわれ／＼委員会としても相当関心を持つたわけですが、また私たちがだけだなしに、世間でも関心を持つております。実のところ検察当局内部におきましても、私たちが意見を聞きますと、副検事に対しては相当批判的に見ているようであります。最近人権問題それから内部のいろ／＼ないまわしい風評の立つ問題、これはすべて副検事が中心になっておりまして、検察事務の失態、検察の威信の失墜ということが世間にありといたしますれば、私はこの副検事制度の欠陥、副検事制度というものがこれをまたらしているんじゃないかとまで考えている。だからむしろ副検事におきましては、そうであるといいたしますれば、私たちの考へではこれは全面的に廃止してもいい機関じゃないかというくらいに考えております。その考えと、副検事の表を見ますとまづた／＼としてこれで見るといかなというように見られるふしがあるのではありません。というのは、副検事に十四号まで設けて、しかも今御説明によりまして、それを非常に給料待遇の低い事務官がなつた場合に充てている、こういうふうにとられるのであります。事務官が副検事になりましても、一応副検事としての職務を執行するわけでありまして、非常に待遇の低い事務官ではたして副検事の仕事をさしていいかどうか。こういう点を考えますと、どうもあふなげなような

気がいたしますが、むしろ副検事の点に對しましては私たちは十四号十三号十二号なんかなしにして、特号からせめて三、四号までの点でつばな人を副検事にし、先ほど申し上げましたような世間の風評にこたえるという態勢を整えるべきだと考えているのであります。それらの点について政府当局はいかようにお考えになつておられますか。

○宮下説明員 検察部内におきまして、副検事の素質あるいは教養とかかく欠けておりますためにいろ／＼批判を受けていることは、法務府といいたしましても十分に考慮をいたし、歴次の検察官会同におきましても、副検事をいかに研修を強めてその素質を向上して行くべきかということが、常に議題になつてゐるわけでありまして、検察部内におきまします傾向といいたしましては、終戦後の犯罪件数の急激な増加等に対応いたしますために、やむを得ず副検事制度を採用いたしたわけでありまして、だん／＼に事態が治まつて参りますし、また新しい検事を次に採用する余地が出て参りましたので、本来の検察庁を検事中心に引きもどして行くべきではないかということをお考えまして、その方向に研究を続けておるわけでございます。

○田嶋(好)委員 非常にありがたい御説明を受けたのでありますが、私たちはもうあつてほしいと思つたのです。従いまして副検事の採用におきましては、事務上の問題でございますから、こうして十四号まで設けたのはやむを得ないと思つたのでありますが、できまづならば、今の趣旨に沿つて意味からいたしましても、十四号、十三号という

ような下つばの副検事をつくらないで、採用される場合にはやはり検事に匹敵するつばな人を、副検事としての職務をやりつぱに行つてくれるような号数で、従つて優遇もできるわけでありまして、そういう号数で御採用願ひますよう実務上の取扱ひに御留意を願ひたいことをつけ加えまして私の質問を終ります。

○押谷委員代理 梨木委員から質疑の通告があります。これを許します。梨木作次郎君。

○梨木委員 今度の裁判官の報酬の引上げの表を見ますと、判事補に二つの特号を設けております。それからさらに、従来六号まであつたものを十一号にふやしておりますが、この特号を二つ設けた理由、それから号数をさらにふやした理由、これを御説明願ひたい。

○鈴木最高裁判所説明員 今梨木委員が御指摘になりましたように、従来判事補の号俸の数は六つでございました。十年の間に六つ、六つ段階を経るといふことは、昇級年限がかなりその間に置かれるといふことでございます。そして大学を出、二年の研修を終えた者と、そういう経歴を持つ者と比較し得る一般公務員の給與の欄が非常に数多くなつてゐるのと比しますと、人事行政の面からいつても少し数が多い方が望ましいといふこと。それから特号を設けましたのは、十年たつてもなお判事に任官のできない場合が予想をされますので、そういう場合に備へるために特号を設けたわけでありまして、たとへば十一年になつたけれどもなお判事の定員がないために判事になれないといふ場合に備へるために特号を設

けたわけでありまして。

○梨木委員 そういたしますと、この判事補の中に、特三万九百円と特二万八千二百円の二つありますが、これに該当するような、この支給を受けるような判事補はどれくらい予定されておりますか。

○鈴木最高裁判所説明員 現在切りかえの際はおそくないと思ひますけれども、将来にわたつたたとえば十年以上になつて、依然として判事補の者も現にありますが、そういうものをどういうふうに切りかえをするかといふことは、具体的に大蔵省と折衝してきめることに予定されているわけでありまして。

○梨木委員 われ／＼に配付されているこの資料を見ますと、現在裁判官は合計百九十八名の欠員になつておりますが、この現状で、定員の関係から判事になれないといふような事態は今のところあり得ないといふ思ひのであります。そういう現状なのに、今日この報酬の表にあるような特号を設ける理由の発見に苦しむのでありますが、それはどういふことになりましてか。

○鈴木最高裁判所説明員 判事の欠員の数から申しますと、梨木委員が申された通り、今年、来年には、全部判事が充足されてしまつて、来年ないし再来年からは判事補が判事の職務をするといふような事態にはあるいはならないかもしれないと思われまして。しかし、今年ももう五十名近く判事補から判事になるものがあります。この勢いでだん／＼やれば、ここ二、三年間には判事が、判事補からせり上ることによつて充足されると大体予想しております。

それからさいせん申し落しました。が、裁判所に入つてから十年以上にはなるけれども、戦争に出ておつたために判事補として勤めた年限が十年に欠けている。従つて、十二、三年になつておりながら依然として判事補に残つてゐるという方々も、全部で二十名足らずくらいあるわけでありまして。そういう者に対しては、大蔵省との折衝の結果あるいはこの特号の面が活用される余地があるいはないかと考えております。

○梨木委員 それでは、今度号数のふえた五、七、九、こゝろに該当する人はどのくらいに予定されておりますか。

○鈴木最高裁判所説明員 現在の改正になつた五、七、九号へどういふ者が行くかといふことです。

○梨木委員 そうです。どのくらいの人数が行くか。質問の理由をもう少し具体的に申し上げます。私は今五、七、九、こゝろでどれくらいの人々が予定されているかといふことの質問をなせするかと申し上げます、実はこの率を見て参りますと、上の方が三割三分で、下の方が一割八分三厘、一割八分七厘といふふうになつておりますので、そういう関係上、一割八分七厘とか、一割八分三厘とかいつたようなところに、人的な量から言つて、どの程度の人々がこれに當てはまつておるかといふことを、今度の昇級の適正を判断する資料にしたいと思つたので、質問しております。

○鈴木最高裁判所説明員 それは現在の一号が新号俸によりまして二号へ、それから二号の者が四号に、三号の者が六号に、四号の者が八号に、こゝろ

うように切りかわるわけでありました。それで二号に切りかわる数字が百三十人くらい、四号へが九十人、六号へが八十八人、八号へが百人くらい、大体それが概数だろうと思ひます。

○鈴木委員 現在の五号、六号は今どれくらい人員がおるのでしょうか。

○鈴木委員 現在五号、六号にはおられません。

○鈴木委員 欠員の問題を伺いたいのではありませんが、先ほどもちよつと触れましたが、合計百九十八名の欠員になつております。この欠員のほかに、さらに長期欠勤が四十名ということになつておりますが、最近これを補充し得る見通し、現在裁判所では非常に出事が忙しというのに、どうしてこれだけ欠員の欠員が補充できないかというふうな問題についての説明をお願いします。

○鈴木委員 結局欠員がなか／＼埋まらないというの、裁判官には一定の、しかもかなり厳格な資格がございますから、だれでも持つて来てというわけには参らぬのであります。資格によつて制約をされております。それで裁判官の、俗に言つて人的資源を求めれば、結局在野法曹から仰がなければならぬわけでありまして、裁判官、検察官の報酬が一般公務員に比して優位になつたとは申しながら、なお在野法曹の、すなわち弁護士の実収入と、裁判官の実収入の俸給というものを比較をすれば、やはり弁護士の収入にはとうていかなわないうというの、実際にしのであります。従つて唯一のと申してもいい入的資源から裁判所へ招くということが、実際上は言うべくしてなか／＼行われ

ないわけでありました。昨年のごときも五十何人ですか、六十人を欠けるくらい、実際は在野法曹から裁判官になつておるわけですけれども、それでもなお欠員を十分に補充するというほどには参つておりません。

○鈴木委員 現在裁判所の所長というのは、裁判をやつておられないようであるが、最近の裁判所の所長というのは、以前の所長と違ひまして、非常に権限が縮小されておると思ひます。あります。ほとんどこれに裁判をさせないで、主として何か行政事務をやらせておくには、少しひま過ぎると思ひます。であります。この点については、私は所長にもど／＼裁判をやらせるような方向に切りかえた方がよいと思ひます。であります。これはどうお考えになりますか。

○鈴木委員 裁判所の所長、ただいまの御質問によりまして、全然やつてないかのごとき印象を受けますのですけれども、裁判所長の自分の事務量を一〇〇%とすれば平均二五%くらいは裁判事務をやつておるのであります。管内によつて多少は違ひますけれども、平均すれば二五%くらいの仕事をやつておるのであります。それから裁判所長の権限が縮小になつたという、御意見であります。たしかに前の所長の行政面から言へば、縮小になつた面もございまして、それというのは、裁判官会議なるものが大体の行政面の意思決定をいたしておられますから、そういう面から言へば、所長の事務が縮小になつたと言へますけれども、代表として執行するのは所長であります。ことに会計面においては、会計上の最高の責任を負わされておるものですから、

いわゆる司法行政事務の面の仕事が多量にあるわけでありました。ただ私も傾向をいたしましては、裁判官は本来裁判をするのが本務でありますから、できるならば司法行政事務に煩わされるというよりは、なるべく避けなければならぬと思ひます。あります。従つて所長会同、長官会同等があることに、常に長官及び所長もできる限り司法行政事務の面においてくふりをして、裁判事務の方に力を注ぐようにということを希望し、その方向にだん／＼参つておるうちに存じております。

○鈴木委員 この点については私もこれ以上は触れませんが、ちよつと希望を申しておきます。それは裁判官のいろいろな意見を聞いて、また在野法曹の意見を聞きまして、実際に裁判所長といふのはひまなものです。会計をやるといつても、大したことはありませんと。それでありまして、輿論を聞きまして、やはり忙しから裁判所長に裁判をやらせた方がいいという意見が、非常に強いようであります。これは裁判官の意見を聞いて、私はそのように受取れるのであります。ですからこの辺のところは、よく裁判官や在野法曹の意見を取入れられまして、二五%ということではなくて、もつと大量に裁判をやるようにおとすはからい願ひたいと思ひます。二五%とおつしやいます。報告の中にはどうなつてゐるか知りませんが、実は家庭裁判所の調停事務をやるとか、調停ぐらいをやつておるのであります。実際の訴訟に携わつてゐるのは、私の知る範囲では非常に少ないのではないかと、思はれるのであります。

それからその次に伺いたいのでありましたが、先ほど田嶋委員からも質問が出たのであります。私も従来たびたびその点について意見を述べておるものであります。これは勤務地手当関係であります。それから住宅問題もあつたといふことで、異動が終戦直後におきましては非常に困難であつた。それからまた裁判官の身分保障の問題にも関連いたしまして、ほとんど裁判官の異動といふものができなくなつておつた実情ではないかと思ひます。と、ところがどうなつて参りますと、あまり有能でない裁判官を向つた地域におきましては、いつまでたつてもこの無能な裁判官のもとに、あまり適正でない裁判を受けるというふうなことになるて来ます。裁判の権威を失墜することにもなります。また長く同じ地域に裁判官が住んでおるといふことは、いろ／＼情実関係も生じて来まして、非常に裁判の権威に有害な作用が現にできつて来ます。私はこのまま推移いたしますならば、この数年な

らざういたしまして、裁判官が実際は上へ行かれないといふことで、また異動といふことができないために、非常に人事行政の面から沈滞いたしまして、ここから裁判の腐敗が生じて来るのではないかと、いふことをおそれてゐるものであります。従来は控訴院から大審院、こゝろに榮達院の開かれておりましたし、それからまた普通の裁判官から部長になる、また裁判所長にするとか、いろ／＼榮達院の道が行政の面からも相当開かれておつたのであります。が、これがいろ／＼身分保障の問題にも関連いたしまして、今日は非常に

きゆうくつになつて来ている。こういうところから、裁判官の仕事に対する熱意というものが、人事の面の停滞からする不派といふものが、実際に起つて来ていると思ひます。これをどういふふうにかえておられるかを伺いたい。

○鈴木委員 終戦後のいろいろな経済事情、住宅事情、そういうものからみ合ひまして、裁判官の異動があまり終戦後行われておらないといふことは、確かに仰せの通りだと思ひます。しかし裁判官は、一方において御承知のように、その任所について保障というふうなものもございまして、裁判官がその意に反してその勤務地をとりかへられないといふことも、結局はよい裁判、適正な裁判、しかも独立して十分にその機能を發揮させるための用意にはかゝらないわけでありまして、従つて一方において確かに裁判官が異動をして、有能、無能は別といたしまして、フレッシュな気持で働くことができ、そしてまた有能な人がおれば、その周囲あるいは後進の裁判官を誘導指導することもできるという面から見れば、適時異動が行われるといふことが、これは人事の面から見れば好ましいことには相違ないわけでありまして、しかしながら裁判官をあまりに異動をさせるといふようなこと、裁判官におちつきをなくさせる、安定感を失わせるという意味から、われわれ異動行をいふについては、やはりいろ／＼な事情も考え、その人物が適材適所に行くようなことも、十分留意してかゝらなければならぬと思ひます。従つて裁判官の身分保障、ひいては裁判の適正、公正、独立という

ような面も考えながら、異動を行わなければならぬと思うわけであります。最近におきましては最高裁判所も、終戦後、ことに経済事情のために、裁判官が自分の郷里に職を奉ずるというよりな数が割合に多くなつておるようにも思ひますので、そういう傾向も是正をし、住宅その他の問題もでき得る限り官舎その他の措置でまかないをしなげられ、しかも人事の異動を適正に行わなければならぬという考えになつておられます。梨木委員の御希望をされた方面に、最高裁判所としても動きつあるものと御承知を願ひたいと思ひます。

○梨木委員 今の実情を聞きたいのでありますが、部長判事と言いますか、裁判長と言いますか、これを選任する方法が、実際どういふふうに行われておるかを聞きたいのです。

○鈴木最高裁判所説明員 それは下級裁判所から、いわゆる部の総括者というものの候補者のリストをつくつて、毎年次に最高裁判所の方に提出をし、それを最高裁判所の裁判官会議で調査をして、そのリストに基いて決定をする、こういうことになつております。

○梨木委員 その候補者をきめる場合には、選挙が何かということになつておりますか。

○鈴木最高裁判所説明員 その候補者をきめるについては、各裁判所ごとにいろ／＼なきめ方をやつておるようです。選挙できめるといふようなことも皆無ではないと思ひます。選挙できめるといふところもあつたように聞いております。

○梨木委員 おひざ元の東京はそんな

んではありませんか。

○鈴木最高裁判所説明員 ひざ元の東京と言いますと、非常に明るいようなんですが、私が東京地方裁判所におりました場合は、選挙ではないのです。裁判官会議を準備をし、裁判官会議にかける事項の選択、準備というようなことをするために、常置委員会というのがある。常置委員の数は十四名で、多分民事部七名、刑事部七名となつておつたかと思ひますが、その常置委員会で大体下準備をしてリストをつくつて、そしてそれを裁判官会議にかけ、裁判官会議が決定をして、上申をするというふうなことになるのであります。高等裁判所も多分常置委員会がリストをつくつて、それを裁判官会議に提出をして、裁判官会議の議を経て、最高に上申をしていられるという形式だと思ひます。

○押谷委員長代理 他に御質疑はございませぬか。——他に御質疑がなければこれより両法案を一括討論に入ります。討論の通告がありますから、これを許します。田万廣文君。

○田万委員 私は共産党を除く各会派を代表いたしまして、ただいま議題となつております裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、並びに檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、この両案に対して討論をいたしたいと思ひます。

結論的に申し上げますならば、両法案の通過に對しまして、私どもは賛成の意を表する次第であります。提案理由にもございませぬ通り、近來における諸物の値上り、これは一般職の職員の諸君にも、また裁判官並びに檢察官の諸

君にも、必然的に生活の改善、俸給の改善ということが出て来るのであります。私どもはその意味において、今日の情勢においてはやむを得ない措置だと考へるのであります。ただここに一、二希望の意見を申し上げたいと思ひますのは、すでに他の委員からも種々論議されたと思ひますが、要は裁判官の諸君にいたしましては、檢察官の諸君にいたしましては、その職務とすることとは人権の確立であり、財産の保護である。公正なる裁判官公正なる檢察官の行動というものが、民主的

な今日においては強く要望されておるのであります。その意味から言ひまして、今までも熱心に職務に従事せられておつたことと存じますが、二、三の委員から指摘されましたように、国民の負託にこたへるためには質の問題がいろいろ論議されておるのであります。この点におきましては、当局において、裁判官のみならず檢察官の諸君においても、国民の要望にこたへるだけの実質をよく御研究、御勉強くださるよう、この上にも特にお願いしたいと思ふのであります。

私がこの際申し上げたいことは、裁判所の下級職員並びに檢察官の下級の職員の待遇に對しまして、特別の考慮を払つていただかなければならぬと思ふのです。これは私も地方に参りまして親しく聞く声でございます。裁判官並びに檢察官の報酬はどんなに物価に比例して上つて行く、私どもも上げてもらふのであるけれども、今日の俸給生活の状態からいふたならば、とても諸物価の値上りに比例しては生活がでない。中にはやむを得ず職を放棄して他に何十年間やつた職場から転

向しなければならぬ、かような悲痛な声もしばしば耳にするのでございませぬ。相当熟練なさつておる一般職員の方々が、裁判所あるいは檢察官から転向されて行くといふことは、職務の著しき遅延と申しますかそういう点が起り得る可能性を多分に持つておるのであります。この点から申しましては熟練した一般下級職員の待遇をよくして、ほんとうに国民の要望にこたへるつばな裁判所つばな檢察官となつて職務が完全に遂行されることを私は特に念願したい。その意味からいひて、裁判所の下級職員諸君の生活安定のために絶大な御努力をお掛けになることを、私はこの際申し上げておきたいと思ふのであります。

本法案は時代の物価値上り、いわゆる生活費の高騰についてやむを得ない措置と思ひますので、賛成の意を簡單でありますが表明し、あわせて希望意見を申し上げた次第であります。

○押谷委員長代理 梨木作次郎君。

○梨木委員 私は日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題になつております裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に反對いたします。その理由を簡單に申し上げます。

この改正案の提案理由にも明らかに、國家公務員の給與の引上げ法案が別に提出されております。もちろん國家公務員の給與の引上げは、最近の物価高騰に伴う生活の窮乏を救うために、この法案が提出されておることは申すまでもありません。ところがこの國家公務員の給與の引上げは、政府の引上げを見ますと、人事院の勧告を無

視して非常に下まわつておるのであります。私は裁判官並びに檢察官の給與の引上げには、決して反對するものではありません。これは賛成するものであります。しかしながら出されて來ておるところの引上げの率というものは、人事院の一幹國家公務員の給與の引上げにさへ及ばないものであるといふことを強く私は指摘しなければならぬと思ひます。そういうような観点から、この裁判官の報酬の引上げの方を見て参りますに、裁判官の引上げの率は、一般國家公務員よりは特別に扱つておるのであります。それが、それにいたしましては、裁判官が一般の國家公務員よりも特別に給與をよくしなければならぬという理由が肯定されまじうならば、最近におけるこの物価高騰から来る生活の圧迫を救うために、給與の引上げがなされなければならぬといひますならば、同じような率で人事院が勧告しているその人事院勧告の率を少くとも繰り込まなければならぬ。少くとも人事院の勧告案を基礎にいたしましてやらなければならぬ。ところがそういうぐあいになつておらないといふこと、これが一つ。それからさらに引上げの内容を見ますと、われ／＼に配付されている資料によりまして、最高裁判所の長官は三割三分三厘でありまして、ところが第一線で忙し仕事をやつておるところの判事補の引上の率を見ますと、約その半分です。これを判事補の改正の八号、現在の四号に例をとつてみますならば、一割六分二厘といふことになつておるのであります。こういうふうの上に厚く下に薄く給與の引上げというものは納得できない。現在の俸給の

引上げというのは、物価の高騰から来ておるのであります。そういたしますならば、実際の最低の生活を保障するという観点からいたしますならば、日常生活必需物資の高騰、これが一番大きな原因であります。特に現在の日本の生活の面も、食生活が約六割を占めるというような現状におきまして、最高裁判所の長官も、それから八号の判事補も食べる量はそんなに違わないのであります。さういふ観点から見ますならば、この引上げ率というものは、適正を欠いておるといふ観点から、私は反対せざるを得ないものであります。さういふところに私の反対する理由があるのであります。これは裁判官の方であります。

それから検察官の方は、本来検察官は行政官であります。行政官を一般の国家公務員と特別扱いをして、これに特別給與上の優遇をするということに、われわれは根本的に反対なのであります。そこへ持つて来て、さらにこの内容を見ますと、これもやはり上に厚く下に薄い。たとえば検事総長を見ますならば、三割三分三厘であります。が、検事の現在の九号、新係級の十四号俸を見ますならば、一割六分二厘といふことになつておるのであります。さういふような今日の法案の引上げ率を見ましても、まことに不公平なものであるといふ観点から、反対する次第であります。

○押谷委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。両案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○押谷委員長代理 起立多数。よつて

本案は原案の通り可決いたしました。なおこの際お諮りいたします。衆議院規則第八十六條の委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議なければさういふからいいます。

午前の会議はこの程度にいたし、午後二時より再開いたします。暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後三時四十分開議

○押谷委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより諸願の審査に入ります。諸願の審査は、文書表の朗読はこれを省略し、ただちに政府の意見を求めることにいたしました。と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議がなければ、さういふからいいます。

なお、最高裁判所事務次長より出席説明いたしました旨の申出があります。これを認めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議がなければ、さういふからいいます。

まず日程第一、第二、第一〇、第一二、第一三、第一四、第三六は、揖斐町、大聖寺町、石川町、高須町、鷹巣町、佐川町にそれぞれ簡易裁判所を設置せられたいという諸願であります。文書表の朗読を省略いたし、政府及び最高裁判所の意見を求めます。

○高木政府委員 岐阜県揖斐郡揖斐町に簡易裁判所及び区検察庁設置方諸願に対する法務府の意見を申し述べます。

簡易裁判所及び区検察庁は、その数が十分ではありませんので、その増設方につき、全国各地から国会その他に熱心に請願や陳情がなされているのでありまして、名古屋高等検察庁管内のみで十一箇所にとどまっておるのであります。が、財政その他の関係からその増設は思うにまかせない現状にあるのであります。

今回諸願のありました岐阜県揖斐郡揖斐町に簡易裁判所及び区検察庁設置のことにつきましては、さきにその旨の請願書が提出されましたので、すでに調査の結果、土地の状況も一応判明いたしました。が、今申し上げましたような事情もあり、他地方との均衡の問題もありまして、最高裁判所とも協議いたしました。と存じますが、さう御承知をお願いいたします。次第であります。

次に石川県江沼郡大聖寺町に簡易裁判所及び区検察庁設置方諸願に対する法務府の意見を申し述べます。

江沼郡大聖寺町に簡易裁判所及び区検察庁設置のことにつきましては、去る昭和二十五年三月二十八日付をもつて、同町長外二十名から諸願書の提出がありましたので、さつき調査の結果、土地の状況も一応判明しているのでありまして、現下の国家財政事情等から、その設置は思うにまかせない現状にあるのであります。なおその設置については、他地方との均衡の問題もありまして、最高裁判所とも協議いたしまして十分研究をいたしました。この上とも十分の研究を

いたしたいと存じますから、さう御承知をお願いいたします。

福島県石川郡石川町に簡易裁判所及び区検察庁設置方諸願に対する法務府の意見を申し述べます。

簡易裁判所及び区検察庁は、社会秩序の維持にあたる第一線の国家機関でありまして、国民の利害に關係するところが多岐にわたるにからず、その数が十分とは申されませんので、その増設方につき、全国各地から熱心に国会その他に請願や陳情がなされているのであります。その数は数十箇所にとどまっております。が、財政その他の関係から、その増設は思うにまかせない現状にあるのであります。

さて、今回諸願のありました福島県石川郡石川町に簡易裁判所及び区検察庁設置のことにつきましては、最初の諸願でありますので、さつき關係庁に照会いたしまして諸般の状況調査中でありまして、右調査の完了をまち、最高裁判所とも協議いたしました。と存じますが、さう御承知をお願いいたします。次第であります。さう御承知をお願いいたします。次第であります。

岐阜県海津郡高須町に簡易裁判所及び区検察庁設置並びに岐阜法務局高須出張所廃止反対の諸願に対する法務府の意見を申し述べます。

このたび諸願のありました、岐阜県海津郡高須町に簡易裁判所及び区検察庁設置のことにつきましては、最初の諸願でありますので、さつき關係庁に照会いたしまして諸般の状況調査中でありまして、右調査の完了をまち、最高裁判所とも協議いたしました。と存じますが、さう御承知をお願いいたします。研究いたしました。この上とも十分の研究を

出張所及び今届出張所を廃止するやいなやは、同地方民にとり重大なる影響のあることでもありますので、その存置方につき十分考慮いたしたいと存じますから、さう御承知をお願いいたします。

秋田県北秋田郡鷹巣町に簡易裁判所及び区検察庁設置方諸願に対する法務府の意見を申し述べます。

簡易裁判所及び区検察庁は、現在全国に五百六十八箇所がそれぞれ設置されているのであります。その数は必ずしも十分とは申されませんが、全国各地からその増設方につき諸願や陳情のありましたものは、現に数十箇所にとどまっております。が、現下の国家財政事情等から、その設置は思うにまかせない現状にあるのであります。

今回諸願のありました、秋田県北秋田郡鷹巣町に簡易裁判所及び区検察庁設置のことにつきましては、去る第十回国会におきましても同趣旨の諸願がなされまして、すでに調査の結果、土地の状況も一応判明しているのでありまして、今申し上げたような事情もあり、他地方との均衡の問題もありまして、最高裁判所とも協議いたしました。と存じますが、さう御承知をお願いいたします。さう御承知をお願いいたします。

高知県高岡郡佐川町に簡易裁判所及び区検察庁設置方諸願に対する法務府の意見を申し述べます。

簡易裁判所及び区検察庁は、直接社会の秩序維持に當る第一線の国家機関でありまして、国民の利害に關係するところが多岐にわたるにからず、その数が少ないために全国各地から熱心

に請願や陳情がなされているのでありまして、政府といたしましては、去る第十回国会に、わずかに三箇所ではあります。が、栃木県下都賀郡小山町外二箇所に簡易裁判所設置に関する法律案を提出いたしました。幸いその成立を見ました次第であります。国家財政上の制約等から、この上の増設は思うにまかせない現状にあるのであります。

今回請願のありました、高知県高岡郡佐川町に簡易裁判所及び区検察庁設置のことにつきましては、すでに調査の結果、土地の状況も一応判明いたしておりますので、最高裁判所とも協議いたしまして、なお十分研究いたしたいと存じますが、さよう御承知をお願いいたします。

○石田最高裁判所説明員 岐阜県揖斐町、石川県大聖寺町、福島県石川町、岐阜県高須町、秋田県鷹巣町、高知県佐川町に簡易裁判所設置方の請願の点について、最高裁判所の意見を一括して申し上げます。

簡易裁判所は、国民に最も密接する第一審裁判所でありまして、最高裁判所におきましては、土地の事情、交通の状況、及び事件の關係その他を勘案して、できるだけ多くの簡易法務裁判所を設置し、国民の要望に沿いたいと考え、その都府県当局にも意見を具申し、一部その実現を見たものもあるのではありませんが、国家財政との關係もあり、十分検討を加えた上、できるだけ御願の實現に努力いたしたいと考える次第であります。以上裁判所の意見を申し上げます。

○押谷委員代理 何か御質疑はありますか。御質疑はないようであり

りますから次の日程に移ります。

○押谷委員代理 日程第四ないし第九、第一ないし第九、第二ないし第九、第三ないし第九、第三八、第四〇、第四四、第四五、第四七、第四九ないし第六一はいずれも法務局出張所、登記所の存置の請願でありますので、これを一括議題といたし、政府の意見を求めます。

○高木政府委員 登記所の存置に関する請願についてお答えいたします。御承知の通り登記所すなわち法務局、地方法務局及びその支局、出張所は昭和二十二年裁判所法施行と同時に、司法事務局として本局四十九箇所のほかに支局二百三十一箇所、出張所一千七百八十八箇所を擁して裁判所から分離されたのであります。当時裁判所からこれに組みかえられた人員は、登記、供託等の現場職員六千四百八十一名にすぎず、別に管理事務、戸籍指導職員の若干の増員と、訟務、人権擁護、農地改革関係事務等の増加に伴う増員が認められましたものの、現在八千五百七十七名、昨年税務署から土地台帳、家屋台帳事務の移管を受けました際には、農地改革関係の人員を組みかえられたのみで実質上の増員がなく、加ふるに近年の事務量の増加によりまして、法務局、地方法務局の人員、特に庶務、会計、人事等の管理事務担当職員に不足を生じ、現実には登記所の現場職員をこれに転用して、きゆうくつながらようやく事務を処理して参つたのであります。しかもなお法務局、地方法務局の事務は一般の行政事務と異なり、法規の厳格なる適用による準司法事務とも称すべき性質のもの

のでありますから、現在のままでその事務を簡素化することも不可能な実情にある次第であります。

以上の事情のもとにありまして今回の行政整理が行われることとなつたのであります。法務局におきましては、法務局、地方法務局の事務の性質、人員の窮乏している実情にかんがみまして、この關係の行政整理は極力避ける方針を堅持して關係各庁とも連絡して参りました。幸いにして以上の実情が考慮され、行政整理の結果は比較的少数の減員にとどまることがとなりました。

事務の性質が一般民衆の日常生活にきわめて密接な關係にありましますために、登記所の廃合はできる限り避け、当分事務応援等によつて窮乏を打開するとともに、別途増員その他の予算措置をお願いして将来を期したいと考えます。

○押谷委員代理 何か御質疑はありますか。御質疑がなければ次の日程に移ります。

○押谷委員代理 日程第二〇、第二一及び第四六、第六三、戦争犯罪者の釈放に関する請願を一括議題といたします。政府の意見を求めます。

○高木政府委員 戦争犯罪人として外地で服役している人々やその家族の人の精神的、物質的苦痛を考へますると、まことに同情にたえないものがありまして、政府としてもその釈放の一日も早いことを希望しておるのであります。わが国は平和條約第十一條によつて、連合国戦争犯罪法廷の権限で国外服役の戦争犯罪人を釈放するといふわけには参らないので苦慮いたして

おるところでありまして、これについては關係国の理解と同情を得なければならぬと考えております。この国外服役の人々が、わが国内で服役するようになりますれば、平和條約発効後はその第十一條の規定により赦免、減刑及び仮出獄を受ける機会が與えられることになりまします。條約の発効後の適切な処理については遺憾ないようになしたため、目下鋭意準備中でございまして、御了承を願いたいと存じます。

○押谷委員代理 御質疑はありますか。御質疑がなければ次の日程に移ります。

○押谷委員代理 次に日程第三三、土地家屋調査士法の一部改正に関する請願を議題といたします。政府の意見を求めます。

○高木政府委員 土地家屋調査士は土地、家屋の状況を明瞭ならしめるための土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な調査、測量または申告手續をすることを業とするものであります。土地台帳及び家屋台帳の登録事項は、国民の土地及び家屋に関する權利關係にも影響するところが大きいので、高度の正確さを要求される重要な業務であります。

以上が土地家屋調査士について国家試験制度を採用した理由であらうと考えますが、試験制度への切りかえ時における経過措置として、従来土地家屋調査士の業務を営んでいた者の救済方法として、土地家屋調査士法附則第二項において、昭和二十七年九月三十日まで調査士とみなし、第三項において特に選考の制度が設けられたわけ

であります。本年六月十七日その選考を実施したのであります。その際には実務経験も十分考慮し、筆記試験も前記の調査士として常識上当然知つておくべき最小限度の問題を提出したのであります。従来の実務経験者であつて、今後とも法律の要求する調査士業務を正確に行い得る者は、選考によりまして土地家屋調査士の資格を與えられたわけでありまします。なお右の選考において不正な取扱いがなされたようないことは絶対にないことは申すまでもなく、右の選考により不合格となつた者にも、今後毎年行われる試験によつて調査士の資格を得る道は開かれて

いるのであります。従来税務署またはその長において公認した者があつたの趣であります。それは制度上何らかの基準によつて認められたものではありまないので、そのような形式的事由のみによつてただちに調査士の資格を認めることは、土地家屋調査士法が制定された趣旨から申しましても、妥当でないものであると考へるのであります。

○押谷委員代理 御質疑はありますか。御質疑がなければ次の日程に移ります。

○押谷委員代理 日程第四一ないし第四三、大阪拘置所移築反対の請願を議題といたします。この請願は私が紹介議員でありますので、簡単にその趣旨を申し上げます。

法務当局は大阪拘置所を同区内の北錦町に移築する計画をしておるのであります。が、この移築予定地は大阪市の都心に當る北區のしかも股賑繁華な商店街、稠密する住宅地域の中央部に位

しまして、また乗降客が日に十万人を越えるという天満駅という要衝にありましますために、雑踏喧噪をきわめまして、その環境は拘留所には絶対不適当であり、もしこれが移築した場合は、外部の音響や空気が收容されている被疑者に対して相当の刺激を與えるのと、また社会風教上はもろろん、付近には学校もありますので、教育上に及ぼす影響は少くないというのでありまして、この拘留所移築に反対しようというのであります。これにつきまして政府の意見を求めます。

○高木政府委員 大阪市北鉢町に大阪拘留所移築反対の請願についてお答えいたします。大阪拘留所の戦前における收容人員は、四百五十五名でありましたが、戦後の異常なる犯罪増加によつて、その收容人員は実に定員の四倍を越えるという、かつてない過剰拘禁を現出するに至りましたので、緊急対策として、昭和二十三年五月、大阪府下北河内郡四條村の民間工場を買収修理して拘禁所とし、一部の被告をこれに收容して参つたのであります。しかしながらこのような二面拘禁は、被告人の両所間における移送途中の逃走の危険や、職員配置においてはもろろん、訴訟の進行等にも重大なる影響がありますから、大阪拘留所の本格的な移築がどうしても必要でありますので、さきに北鉢町に敷地を選定いたしまして建設のための諸準備を進めて参つたのであります。しかるにその後地元住民よりの反対があり、衆参両院の法務委員会におかれても同様の見解を示され、さらに今回請願の次第もありませんので、当局においても御趣旨を尊重して、移築計画をとりあえず中止す

るよう現地に指令いたしますとともにさらに研究の上円満かつ妥當なる解決策を講ずるよういたしたいと存じておる次第であります。

○押谷委員長代理 御質疑はありますか。——なければ次に移ります。

○押谷委員長代理 次に日程第六二、簡易交通裁判所設置等に関する請願を議題といたし、政府の意見を求めます。

○高木政府委員 ただいまお申し述べになりました簡易交通裁判所設置方請願の御趣旨は十分了解いたしました。近時交通機関の発達と都市への人口集中に伴い、交通事故が頻発しておりまことはまことに遺憾にたえません。交通事故の発生原因が複雑多岐であり、その責任の究明が困難であることは、仰せの通りでありまして、交通事故の処理につきましては、裁判所、検察庁等におきましても、必要に応じて専門の係を設ける等して、その迅速的確な処理を期している状態であります。しかしながら交通に関する事件のみを取扱う特別の裁判所を設置いたしますことは、現行の裁判機構に重大な影響を及ぼし、また他種事件との権衡、国家財政との関係等をも考慮する必要がありますので、なお慎重に研究いたしたいと存じますから、さよう御承知をお願いたします次第でございます。

○押谷委員長代理 他に御質疑はございませんか。——はかに御質疑がなければ、本日審査いたしました請願中、日程第一ないし第一九、第二二ないし第三二、第三四ないし第三八、第四〇ないし第四五、第四七ないし第六一は、いずれもこれを採択いたし、議院

において採択の上これを内閣に送付するを適當と認めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○押谷委員長代理 御異議がなければさよう決定いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時六分散会

〔参照〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

正誤

法務委員会十一月九日第十一号(金曜日) 請願付託欄中 十一月七日付託 不動産取引法制定に関する請願外一件(浅利三朗君紹介)(第七〇三号)を削る